

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

別表1

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

別表2

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版、2025年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	-	-	$1.0 \leq I_s/I_{so}$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)		$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
	鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
	鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		-	-	確認できる

Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。